

社会福祉法人青梅市社会福祉協議会職員の初任給、昇格、昇給等の基準

第1章 総則

(目的)

第1条 社会福祉法人青梅市社会福祉協議会就業規則(以下「規則」という。)第40条第1項に規定により会長が決定する場合の基準については、ここに定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 規則第2条で定める者をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。

第2章 級別資格基準

(級別標準職務)

第3条 標準的な職務の内容は、別表第1級別標準職務表に定めるとおりとし、同表に規定する職務とその複雑、困難および責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

(級別資格基準表)

第4条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、規則で定める場合を除き、別表級別資格基準表に定めるとおりとする。

(級別資格基準表の適用方法)

第5条 級別資格基準表は、職種欄の区分または学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する職務の級欄に掲げる数字は、上段の数字は、当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は、学歴免許等欄に掲げるそれぞれの学歴免許等有するものが、当該級に決定するための必要経験年数を示す。

(経験年数の起算および換算)

第6条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等欄の学歴免許等資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員としてその職務に在職した年数以外の年数については、別表第4に定める経験年数換算表に定めるところにより職員としてその職務に在職した年数に換算することができる。

(経験年数の調整等)

第7条 級別資格基準表を適用する場合において、第2条第1項第2号の規定の適用を受ける職員については、前条の規定により算定した経験年数から同表に定める当該職務の

級における必要な経験年数を減じて得た年数をもってその者の経験年数とする。

第3章 初任給

(新たに職員になった者の職務の級)

第8条 新たに職員となった者の職務の級は、初任給基準表に定める職種欄の区分または学歴免許等欄の区分に応じて適用するものとする。

(経験年数を有する者の給料月額)

第9条 新たに職員となった者で経験年数を有する者の給料月額は、経験年数換算表に定めるところにより職員としてその職務に在職した年数に換算し、当該経験年数の月数を12で除した数を加えて得た数を号数とする号級とすることが出来る。

2 学童指導員の初任給は、学歴免許、経験年数等にかかわらず初任給基準表に掲げる初任給欄を適用する。

第4章 昇格および降格

(昇格)

第10条 職員を昇格させる場合には、その職務の応じ、かつ、次の各号に定めるところにより、その者の職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

(1) 級別資格基準表に無い職務の級への昇格については、会長が別に定める。

(2) 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経験年数または必要在職年数を要すること。

(昇格の場合の号級)

第11条 職員を昇格させた場合におけるその者の号級は、昇格した日の前日に受けていた号級と同じ額の号級(同じ額の号級がないときは、当該号級直近上位の号級)とする。

(降格の場合の号級)

第12条 職員を降格させた場合におけるその者の号級は、降格した日の前日に受けていた号級と同じ額の号級(同じ額の号級がないときは、当該号級直近下位の号級)とする。

第5章 昇給

(昇給の時期)

第13条 昇給の時期は、毎年7月1日または会長が定める日とする。

(復職時等における給料月額の調整)

第14条 休職または休暇(以下「休職等」という。)のために勤務しなかった職員が復職し、または再び勤務するにいたった日(以下「復職等の日」という。)以後において、その者の給料月額を調整(昇給期間の短縮を含む。)することができる。

(新たに職員となった者の昇給期間の短縮等)

第15条 新たに職員となった者のうち、初任給基準表に調整月数の定めのある初任給の適用を受ける職員となった後の最初の昇給にかかる昇給期間については、同表の定める調整月数を短縮し、または延伸することができる。

第7章 雑則

(雑則)

第16条 この基準の施行に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この基準は、平成17年8月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成23年7月1日から施行する。

別表 1

級別標準職務表

給料表	級	適応職務
事務局	1 級	主事
	2 級	主任
	3 級	係長
	4 級	青梅市役所を退職後雇用された事務局長

別表 2

級別資格基準表

職種	職務の級 学歴免許等	1 級	2 級	3 級	4 級
事務局	大学卒	0	5	5	5
		0	5	10	15
	短大卒	0	7	5	5
		0	7	12	17
	高校卒	0	9	5	5
		0	9	14	19
学童保育	大学卒	0	6	11	
		0	6	17	
	短大卒	0	8	11	
		0	8	19	
	高校卒	0	11	11	
		0	11	22	

別表 3

初任給基準表

職 種	学歴免許等	初 任 給
事務職	大学卒	1 級 2 9 号給
	短大卒	1 級 1 7 号給
	高校卒	1 級 5 号給
学童指導員	大学卒	1 級 2 5 号給
	短大卒	1 級 1 7 号給
	高校卒	1 級 9 号給

別表 4

経験年数換算表

経 歴 の 種 類	職員の職務との関係	換算率	備 考
社会福祉協議会職員、公共企業体職員、国家および地方公務員としての在職期間	職務の種類が同種のもの	10割	
	その他のもの	8割	他の職員との均衡を著しく失う場合にはこの限りでない。
民間における企業体、団体等職員としての在職期間	直接関係があるものと認められるもの	8割	
	その他のもの	5割	
学校または学校に準ずる教育機関における在学期間		10割	在学期間は正規の就学年数の範囲内とする。
その他の期間		10割	他の職員との均衡を著しく失う場合にはこの限りでない。
		5割	同上
	その他のもの	2割5分	同上

別表 5

休職期間等調整換算表

理 由	引き続いて勤務しない期間についての換算率
公務上の負傷もしくは、病気または通勤による負傷もしくは病気にかかる休職または休暇	3分の3以下
私傷病にかかる休職または休暇	3分の1以下
刑事事件に関し起訴されたことによる休職	零（ただし、無罪判決を受けた場合は、事情により3分の3以下とすることができる。）
水難、火災その他の災害で生死不明または住所不明となったことによる休職	3分の1以下（ただし、その原因が公務によると認められる場合は3分の3以下）